

持続可能な観光・旅行のビジネス基準の提案と 実施に向けての取組のプロジェクト報告(案0)

1. 持続可能な観光のビジネス基準及び取組方法
2. 当プロジェクトは国連の2030アジェンダSDGsをテーマを
ベースに持続可能な観光・旅行分野で取組可能な手法を提案する

第7回国連CEFACT観光部会
(STプロジェクト検討資料)

2022年2月17日(木) 14:00-16:00

2022年2月17日(木) 第7回 UN/CEFACT
観光部会・STプロジェクトのアジェンダ

- (1) STプロジェクトは持続可能な観光を実現するためのビジネス基準をSDGSからまとめ、観光5分野がビジネス基準に取組み行動し具体化する達成手法等をまとめて内容を精査して報告書作成に取組みたい。
- (2) 持続可能な観光への取組の提案に対して具体的に取組むべき観光関連5分野がそれぞれ行動して観光が地球環境・文化環境・グローバル・地域環境を破壊すること無く持続可能な観光・旅行を実現を目指す。この取組は持続可能な地球規模の課題として取組むことは極めて重要であり、当プロジェクトの検討成果を観光関連分野を中心に推進するため役立つ提案を含める報告としたい。この取組について意見交換したい。

本日は上記の2項目について報告書は未完であるがそれを踏まえて意見交換したい。

まえがき

当projectでは持続可能な観光・旅行の可能性を追求し具体化について以下の検討を行った。

1. SDGsを指標に持続可能な観光に取組むビジネス基準を作成して具体的取組を提案する。
(国連の2030アジェンダのSDGsから持続可能な観光・旅行の取組を検討して具体的な活用可能な取組について提案したい。)
2. プロジェクト検討ステップは7ページ(STEP0-2)の表-1に示す5ステップに分けて観光・旅行の全てに対して検討を行った。
3. このプロジェクトの検討成果はグローバル対象で観光・旅行の全ての関連分野が国連の2030アジェンダに取組む手法としてその1つの提案とする。

検討段階では今後グローバル且つ観光・旅行の成熟度でどのようにターゲットを絞って取組むか等は現状の観光・旅行の実態調査ができなかったため、更にこの運用・活用状況を踏まえて検討し改善を図り実際的な活用が必要があると考えます。

STEP-0

プロジェクト検討はSTEP 0-1の表-1の「持続可能な観光のビジネス基準作成の検討工程」に示す5つのステップに分けて観光・旅行全ての持続可能への取組等を検討する。

このプロジェクトでは検討成果はグローバルな活用を目指しおり、観光・旅行の全ての関連分野が国連の2030アジェンダに取り組む手法案としての提案を目標としている。

STEP0-1. 持続可能な観光のビジネス基準作成の検討工程（表-1）

ST工程	持続可能な観光ビジネス基準の作業内容	再度検討すべき事項（検討中）
STEP1	SDGsから選択した目標・ターゲットから持続可能な観光ビジネス基準を選択し、取組対象を観光関連分野を5つに分類してSDGsを達成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・観光・旅行で取組むべきSDGsの選択は過不足ないか ・SDGsから持続可能な観光の取組むべき目標・ターゲットからの観光ビジネス基準は適切か
STEP2	観光関連分野はビジネス基準達成に取組むべき行動プランを作成する。この行動プランは夫々が実情に合わせて作成するが、参考となる指標を提供して行動プラン作成作業を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・観光ビジネス基準から観光関連分野が取組む行動プラン作成のための指標は予め参考指標として提供するが、この指標が適切か再確認する。また各観光分野でこの指標に寄らないでビジネス基準達成の行動プランも可能とする。
STEP3	観光関連分野が定めた取組行動の成果をビジネス基準達成度評価は予め定めた5段階の評価基準により達成度評価を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・5段階達成度評価基準は各評価段階が各段階1点ずつの加点によるウエイトで達成状況を%で表示する。 ・表示は個々のビジネス基準の表示またはトータル表示とする。
STEP4	各観光関連分野の状況は観光成熟度や地域により異なっている。このため評価基準達成度を競うのではなく、その実態に合わせたビジネス基準取組を評価し他地域等との評価対比は実施しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な観光ビジネス基準は各観光分野が自ら作成したビジネスに対する達成度評価で総合的に対比する達成度評価基準ではない。
STEP5	STEP1～3で求めた観光ビジネス基準成果によりSDGsの達成及び取組の適応性を判断してさらにS持続可能な観光を実現する	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス基準達成度は評価を競うものではなく、成果を公表して持続可能な観光への取引を好評する。グローバル的にはCO2削減やゴミ減少等の統計値での成果により持続可能にする。

STEP0-2. 持続可能な観光を可能にするビジネス基準作成の範囲

1. 貧困撲滅
2. 飢餓の撲滅と食糧の安全確保
3. 健康な生活、福祉の推進
4. 公平な教育機会
5. ジェンダー平等
6. 水、衛生へのアクセス
7. 持続可能で近代的なエネルギー
8. 雇用、経済成長
9. インフラの充実、産業化の促進、イノベーションの拡大
10. 国家間の不平等の是正
11. 持続可能な都市、居住地の促進
12. 持続可能な消費と生産
13. 気候変動に対する対策
14. 海洋、海洋資源の確保
15. 陸上生態系、森林資源の確保、砂漠化への対処
17. 平和で公正な社会の構築
17. SDG推進に向けた国際的連帯の活性化

ターゲット：169
(指標：244)

JTRECの取組

持続可能な観光に取り組む
ビジネス基準の構築

STEP0-3. SDGsと持続的観光のビジネス基準作成のプロセス

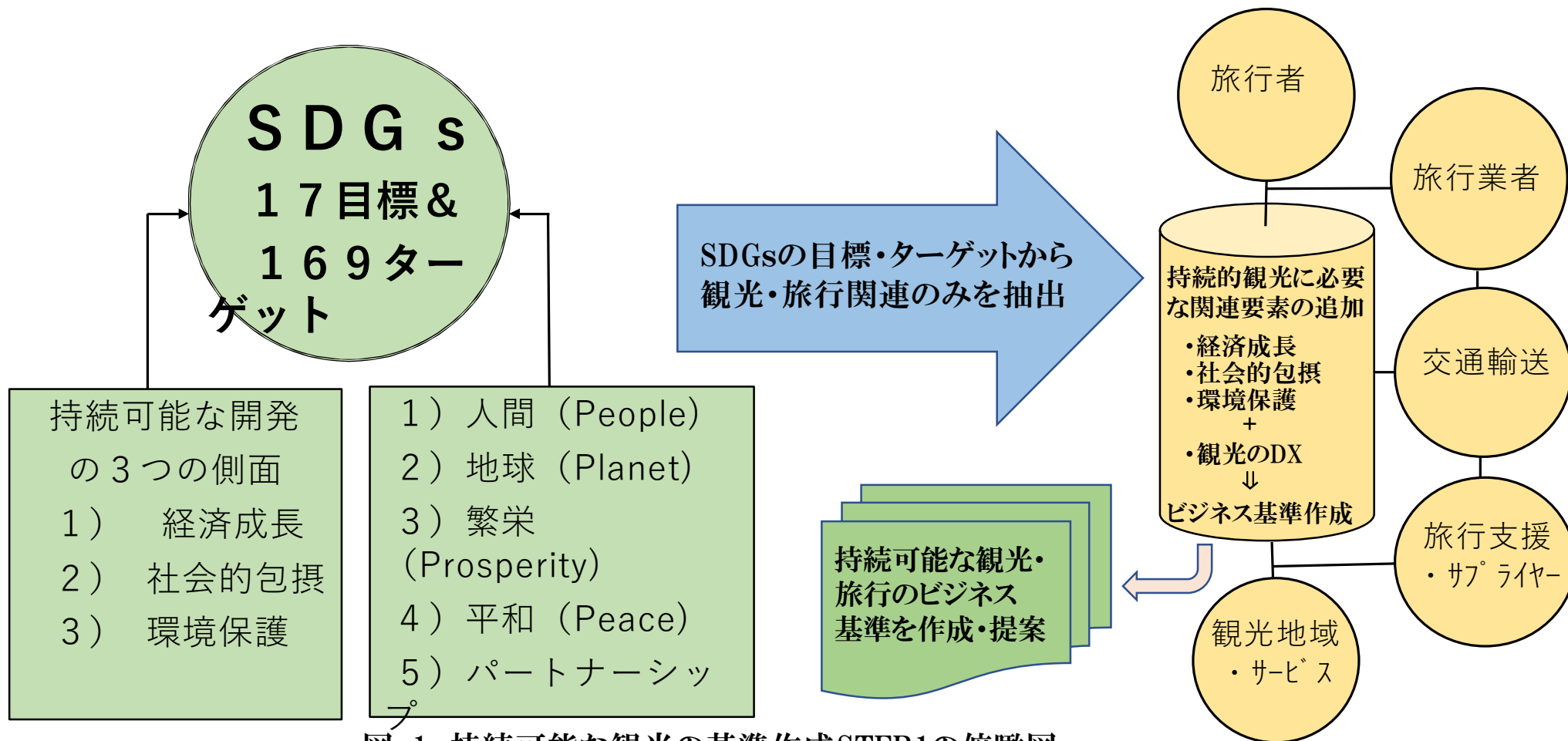


図-1 持続可能な観光の基準作成STEP1の俯瞰図

(Partnership)

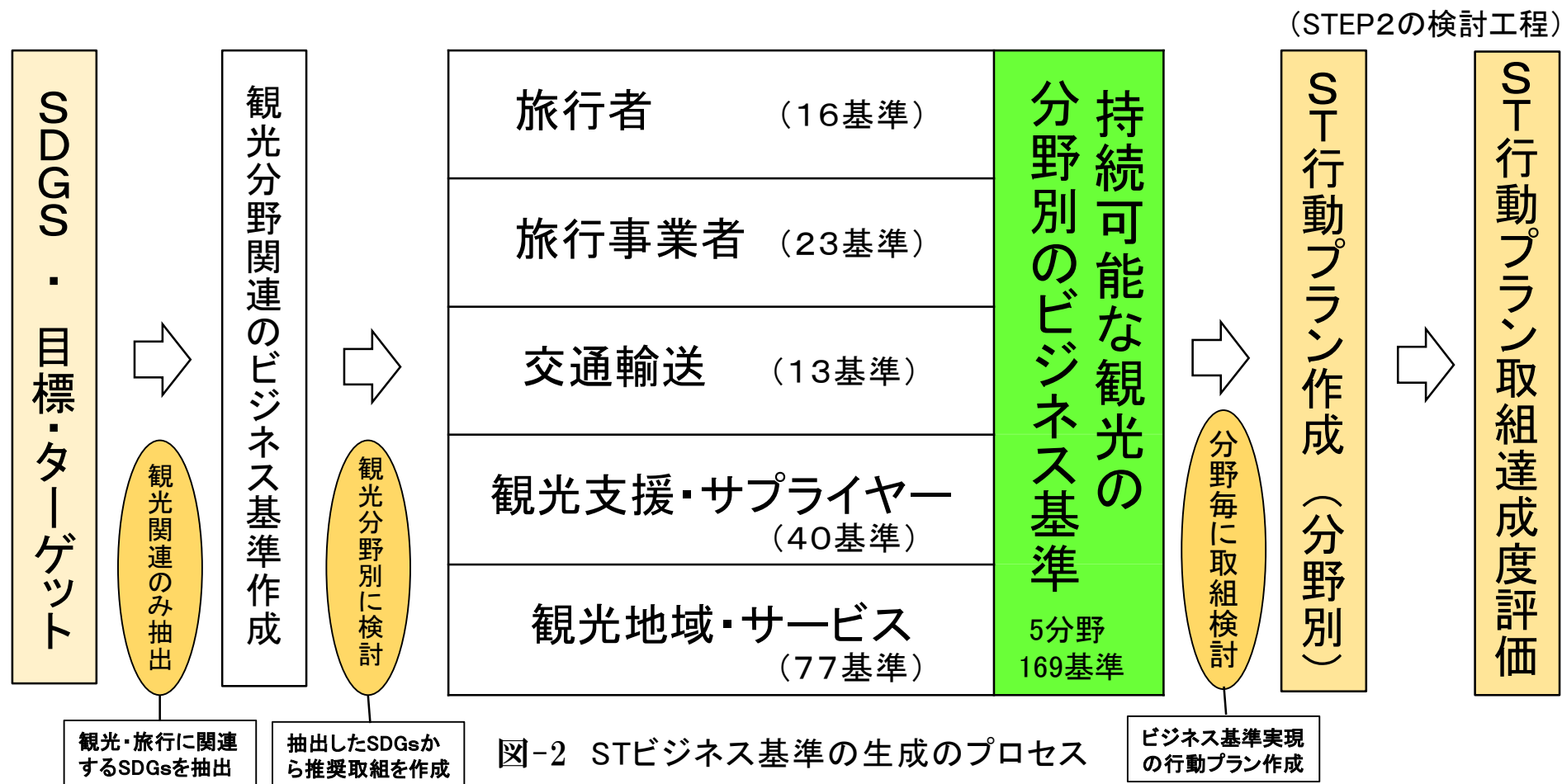
STEP-1

SDGsの目標・ターゲットから観光が取組べき目標・ターゲットを抽出して観光に関わるビジネス基準一覧表を作成し、これを観光関連分野が個々に取組む基準とする。

(観光関連野5分野とは以下の

「旅行者、交通輸送・旅行業者、旅行支援・サプライヤー、観光地域・サービス」の5分野を指す。

STEP1-1. STビジネス基準作成のプロセスの流れ



STEP1-2. 観光のビジネス基準生成のデータプロセス

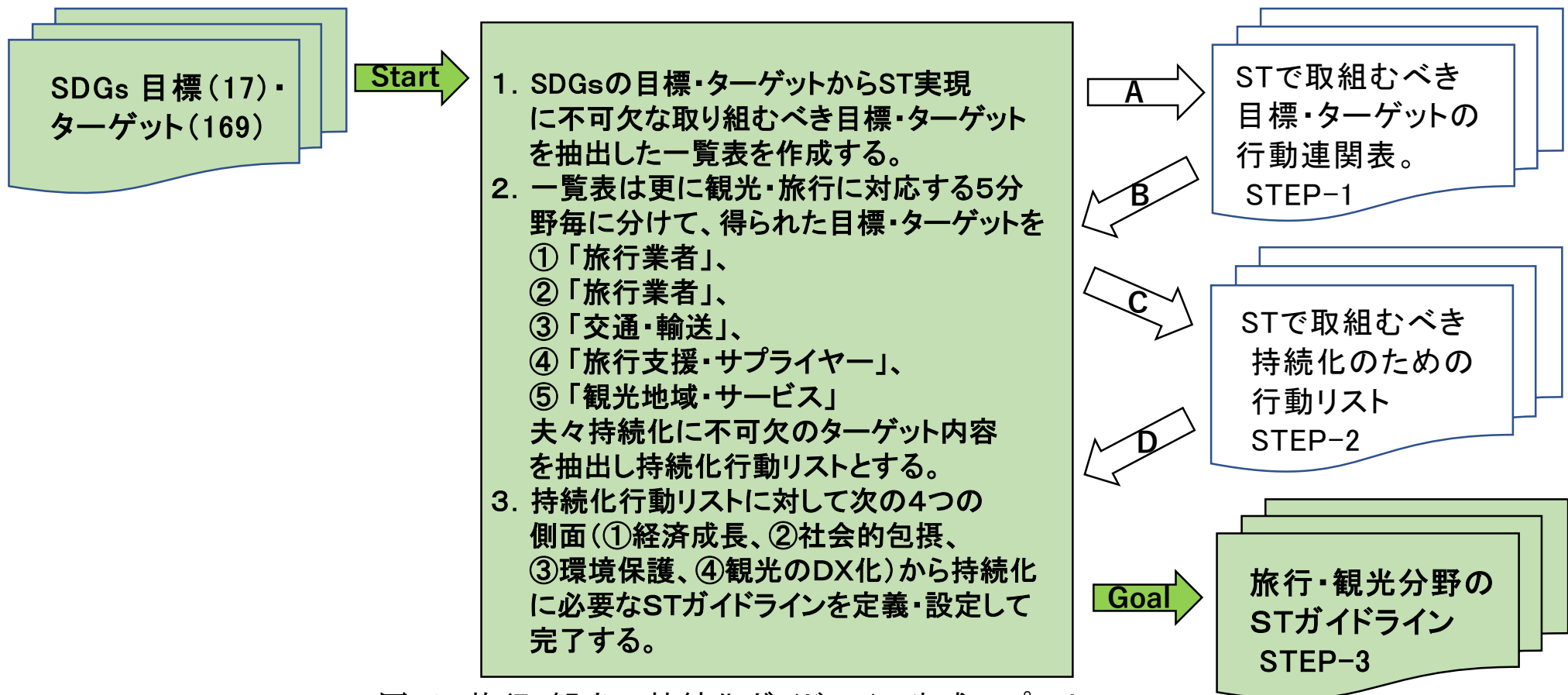
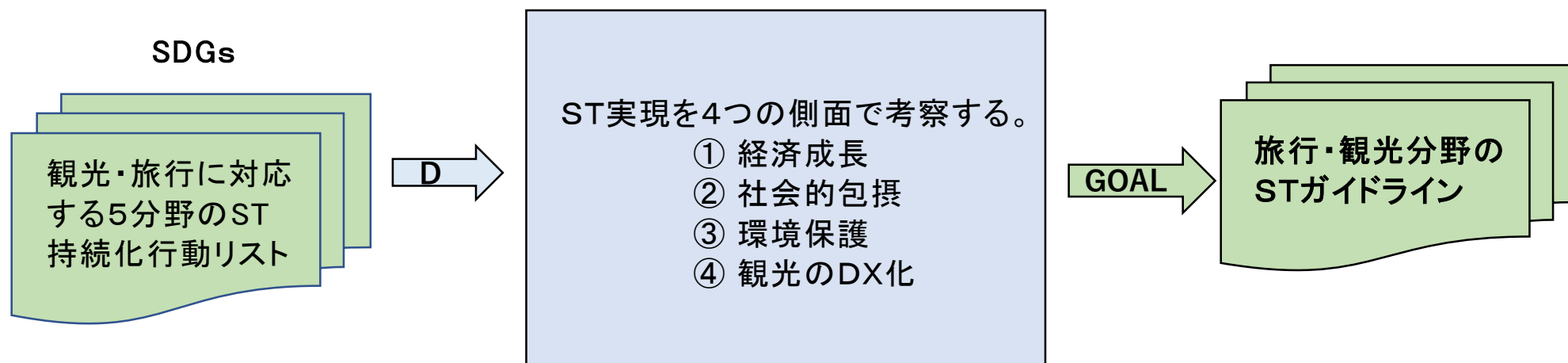


図-3 旅行・観光の持続化ガイドライン生成のプロセス

STEP1-3. STビジネス基準作成のGOALの考え方



SDGsは2015年9月25日第70回国連総会で採択され、「我々の世界を変革する」を目標に2030アジェンダとして現在に至っている。

しかし、当STガイドライン提案ではSDGsから求めた行動リストのみでなく更に4つの側面からも考察して観光・旅行の発展・持続性を担保した「STビジネス基準」を提案する。

図-4 STの持続化行動リストDにSDGsの他に4つの側面を考察してSTガイドラインを完成させる

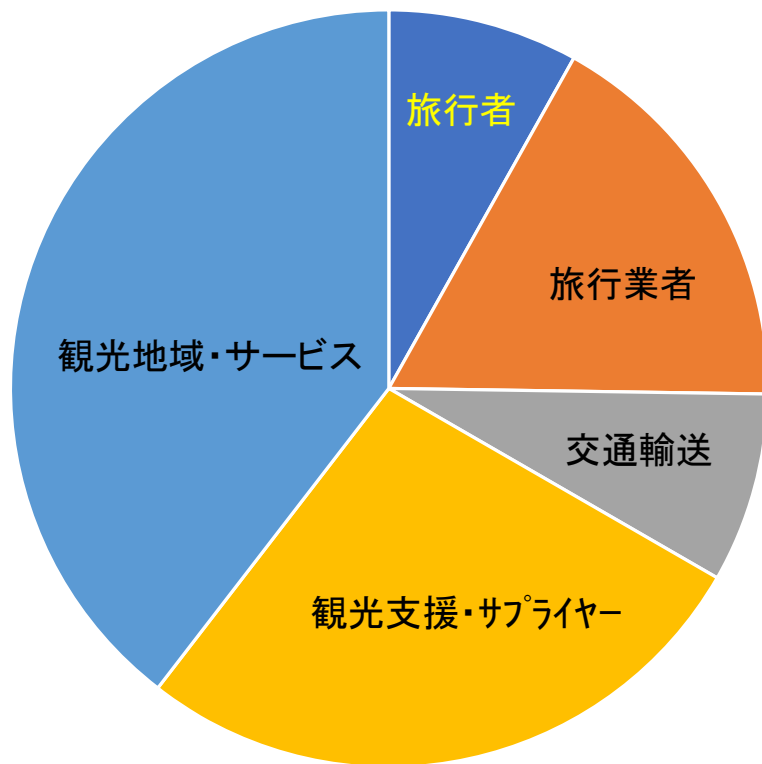
STEP1-3.STを可能にするSDGsの目標・ターゲット抽出表(1/3)

目標・ターゲット	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
目標1	1.4	1.5	1.a	1.b								
目標2	2.3	2.4	2.a	2.b								
目標3	3.3	3.5	3.6	3.8	3.9	3.a	3.b	3.c				
目標4	4.1	4.3	4.4	4.6	4.7	4.b	4.c					
目標5	5.1	5.2	5.4	5.5	5.a	5.b	5.c					
目標6	6.1	6.2	6.3	6.4	6.5	6.6	6.a	6.b				

STEP1-3.STを可能にするSDGsの目標・ターゲット抽出表(2/3)

目標・ターゲット	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
目標7	7.1	7.2	7.3	7.a	7.b							
目標8	8.2	8.3	8.4	8.5	8.6	8.7	8.8	8.9	8.10	8.a		
目標9	9.1	9.2	9.3	9.4	9.5	9.a	9.b	9.c				
目標10	10.1	10.2	10.6	10.b	10.c							
目標11	11.1	11.2	11.3	11.4	11.5	11.6	11.7	11.a	11.b	11.c		
目標12	12.1	12.2	12.3	12.4	12.5	12.8	12.a	12.b	12.c			

STEP1-4. 観光関連分野毎のSDGs適用の推奨項目数の比率(参考資料)



観光・旅行アクティビティ	ST推奨項目件数
旅行者	17
旅行事業者	36
交通輸送	17
観光支援・サプライヤー	57
観光地域・サービス	83

(JTREC STプロジェクト調べ)

■ 旅行者 ■ 旅行事業者 ■ 交通輸送 ■ 観光支援・サプライヤー ■ 観光地域・サービス

STEP1-5. ビジネス基準の観光・旅行分野の関連性など

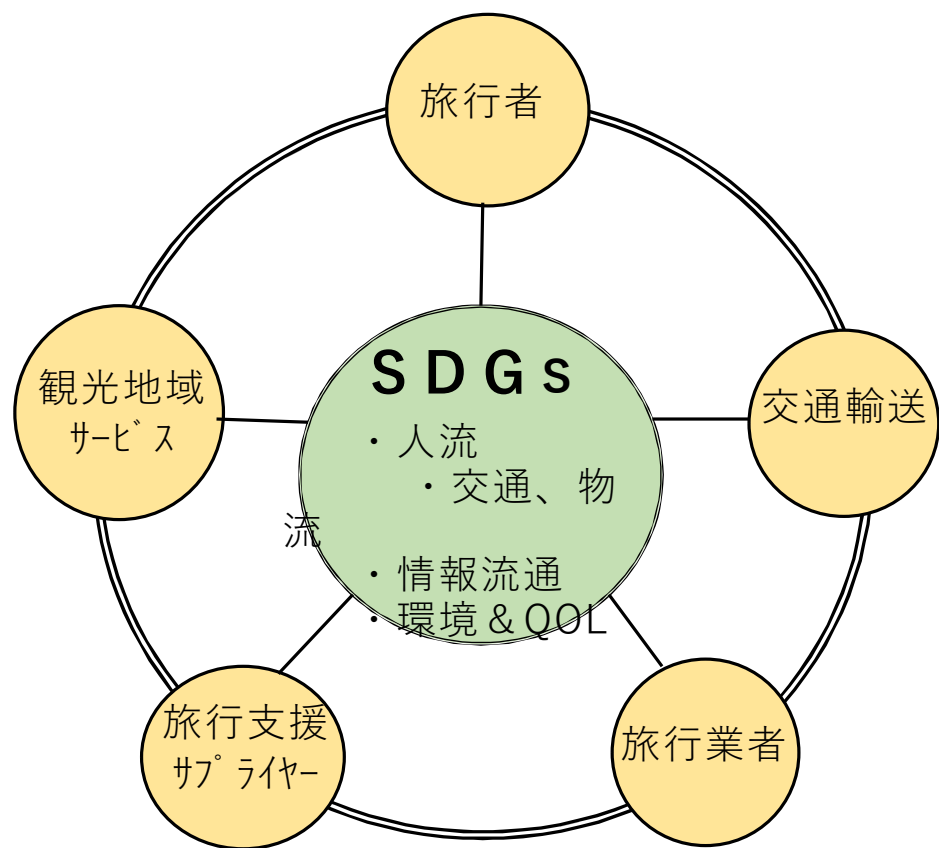


図-5 ビジネス基準関連図・各エレ

	SDGs STビジネス基準要件（例示）
旅行者	<ul style="list-style-type: none"> ・安全、安心な旅行行動を遵守した観光 ・観光地域の維持・保全に協力した行動 ・ネットワーク共有による旅行情報活用と共有
交通輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行計画を円滑に支援する交通サービス と温暖化を避ける交通手段で移動する ・交通輸送事業は温暖化対策による事業推進
旅行業者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行計画作成支援及び各種関連事業者への調整・手配とSDGs 遵守 ・旅行者の旅行期間中の各種支援サービス
旅行支援サプライヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設提供サービス提供旅行者支援 ・インストラクター等のプロフェッショナルによる体験旅行者への支援体制提供

STEP-2

STEP2-1. STを可能にするSDGsから目標・ターゲットを抽出して

目標1～17の持続可能な観光・旅行の取組むべき各目標・
ターゲット一覧を作成する。

STEP2-3. 上記で得たターゲット一覧から観光・旅行各分野ごとの

取組むべきビジネス基準の一覧表を作成する。

STEP2-3 生成したビジネス基準一覧から具体的に取組む行動の推奨

リストを作成する。この作成は各観光関連の事業者等が取組
指針等を参考にして自ら取組む行動リストを作成する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット一覧(1/32)

目標 ・ ターゲット	目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット一覧 (2/32)

目標 ・ ターゲット	目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する【経安、国地総:全般】
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
2a	能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
2c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット一覧(3/32)

目標 ・ ターゲット	目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
3.8	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット一覧(4/32)

目標 ・ ターゲット	目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット一覧(5/32)

目標 ・ ターゲット	目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット一覧(6/32)

目標 ・ ターゲット	目標 4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、すべに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働き街ある人間らしい仕事及び企業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット一覧(7/32)

目標 ・ ターゲット	目標 4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
4.b	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。
4.c	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術 (ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット一覧(8/32)

目標 ・ ターゲット	目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット一覧(9/32)

目標 ・ ターゲット	目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット一覧(10/32)

ターゲット	目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(11/32)

目標 ・ ターゲット	目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(12/32)

目標 ・ ターゲット	目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(13/32)

目標 ・ ターゲット	目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
B.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(14/32)

目標 ・ ターゲット	目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(15/32)

目標 ・ ターゲット	目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(16/32)

目標 ・ ターゲット	目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進 及 びイノベーションの推進を図る
9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(17/32)

目標 ・ ターゲット	目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
9.a	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(18/32)

目標 ・ ターゲット	目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(19/32)

目標 ・ ターゲット	目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(20/32)

目標 ・ ターゲット	目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.A	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(21/32)

目標 ・ ターゲット	目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(23/32)

目標 ・ ターゲット	目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
1.3.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsの目標・ターゲット一覧(24/32)

目標 ・ ターゲット	目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsの目標・ターゲット一覧(25/32)

目標 ・ ターゲット	目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する ² 注釈2 現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉およびWTOドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマネートを考慮。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.C	「我々の求める未来」のpara158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(26/32)

目標 ・ ターゲット	目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(27/32)

ターゲット	目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(28/32)

目標 ・ ターゲット	目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(29/32)

目標 ・ ターゲット	目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。

STEP2-1. STを可能にするSDGsの目標・ターゲット一覧(30/32)

目標 ・ ターゲット	目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

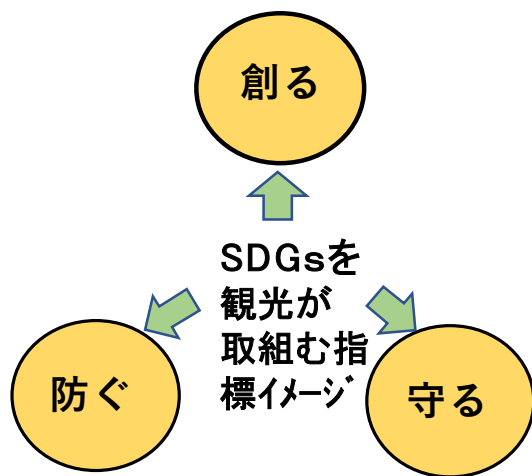
STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット(31/32)

目標 ・ ターゲット	目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。

STEP2-1. STを可能にするSDGsとの目標・ターゲット一覧(32/32)

目標 ・ ターゲット	目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

STEP2-1. 観光ビジネス基準「行動プラン作成」のビジネス基準の指針(例示)



観光SDGs取組みのJTREC
プロジェクトの参考イメージ

区分	ビジネス基準の指針	ビジネス基準の指針補足(各観光事業者が自ら定める)
A	持続可能な社会を創る	QOL・経済、ジェンダー平等、健康・福祉・教育
B	地球温暖化を防ぐ	気候変動対策・適応、産業・技術革新、省エネ
C	野生生物を守る	生物の多様性・保全
D	自然環境を守る	自然遺産、森林地、漁場、耕作地、環境汚染(水質・土壌汚染等)
E	海洋汚染を防ぐ	海洋ゴミ、水質汚染
F1	観光資源を守る -1	文化財、博物館、文化施設・神社、仏閣、庭園
F2	観光資源を守る -2	自然公園、森林、公園、水資源、文化施設
F3	観光資源を守る -3	年中行事、民芸、郷土芸能
G	旅行者を守る	① その土地の環境に配慮した旅行消費の利用 ② 自然環境への負荷軽減を意識した行動 ③ 地元製品の消費や購入 ④ ソーシャル・ディスタンスの実践と混雑の回避 ⑤ 訪問地の文化や慣習、マナーなどの尊重、ガイドの利用等による訪問地に関する深い知識の習得 ⑥ 旅行先でのポジティブな経験の発言

(参考) UNWTO: 責任のある旅行者になるためのヒント(Tips for a Responsible Traveler)

STEP2-2. 持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案) 観光分野 (旅行者) Sheet No.-1

SDGs	「旅行者」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
1.4	現在世界では数十億人の人が貧困のうちに生活し、尊厳のある生活が送れない現状にある。これを認識し旅行先では地域の人々と平等で良好な交流を行い。地域の文化財や遺跡等の資源等の訪問では地域のルールに従った持続可能な観光に向けて行動する。	A: 持続可能な社会を創る G: 旅行者を守る
3.5	旅行者は薬物の乱用、アルコール飲料など有害な摂取を含む行動に配慮して取り組む。	G: 旅行者を守る
3.6	世界の道路交通事故による死者数を半減させるため、旅行の移動手段はこの視点に立って取り組む必要がある。また可能な限り公共のMobility Management等による多様な公共交通施策による交通を活用して交通によるオーバーツーリズムと道路交通事故を避ける。	A: 持続可能な社会を創る
3.9	旅行先では如何なる場所地域での有害物質、ならびに大気、水質及び土壌汚染などによる死亡及び疾病の減少に旅行者として取り組む。	A: 持続可能な社会を創る D: 自然環境を守る G: 旅行者を守る
3.a	旅行先では原則タバコ規制を厳守し、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約を認識して実施する。	A: 持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案) 観光分野 (旅行者) Sheet No.-2

SDGs	「旅行者」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
4.7	旅行先での文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解し、旅行者は文化多様性、文化の持続可能な開発のための地域の全ての学習者が必要な知識及び技能を習得できるよう理解を深める。	A: 持続可能な社会を創る F2,F3: 観光資源を守る G: 旅行者がが守る
5.1	旅行先ではジェンダー平等を念頭にあらゆる形態の差別を撤廃するよう行動する。	A: 持続可能な社会を創る
6.2	野外での排泄はしない。適切な場所にある安心・安全で衛生的な公衆トイレを利用する。	D: 自然環境を守る G: 旅行者がが守る
6.4	旅行先では地域の全ての人々が水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を考慮して水不足に悩む地域の人々に配慮する。	F2: 観光資源を守る G: 旅行者がが守る
7.1	安価かつ信頼できるクリーンエネルギーサービスへの普遍的アクセスを支援し利用する。	B: 地球温暖化を防ぐ G: 旅行者がが守る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案) 観光分野 (旅行者) Sheet No.-3

SDGs	「旅行者」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
11.4	旅行先では地域の文化遺産及び自然遺産の見学等は地域の保護・保全・管理を理解して行動する。	G:旅行者が守る
12.8	旅行先のあらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	G:旅行者が守る
14.1	海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止する。	E:海洋汚染を防ぐ
14.3	旅行先のあらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化の取組に協力する。	E:海洋汚染を防ぐ
17.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力を排除する。	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案) 観光分野 (旅行者) Sheet No.-4

SDGs	「旅行者」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
17.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問の撲滅に協力する。	A: 持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案) 観光分野(旅行者) Sheet No.-1

SDGs	「旅行者」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
1.4	すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限の権利確保する。さらに、天然資源、経済的資源、観光資源の平等な権利・サービスへのアクセスを可能にして経済的に誰もが平等な権利確保できるようにする。	A:持続可能な社会を創る
1.5	気候変動に関連する気象状況を考慮した旅行計画と観光地域の経済、環境的災害を考慮した計画に取り組む。	A:持続可能な社会を創る
2.3	土地・地域の生産資源の市場及び高付加価値を高め、非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保を通して地域の生産性や所得を倍増させる。	A:持続可能な社会を創る
2.4	観光地の生態系の維持、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力向上に協力する	B:地球温暖化を防ぐ
3.3	各種感染症に対処地域のへの状況把握に取り組む地域及び旅行者の安全・安心に取り組む	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案) 観光分野(旅行者) Sheet No.-2

SDGs	「旅行者」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
3.5	地域の実情に対処したアルコールの有害な摂取を含む物質乱用をの注意喚起する	A:持続可能な社会を創る
3.6	過去の交通事故事例にかんがみ、適切な労働環境の確保に努める	A:持続可能な社会を創る
3.8	旅行者、観光従事者のすべての人々が負担可能なコストで予防や、適切な医療へのアクセスを可能にするよう支援する	A:持続可能な社会を創る
3.9	有害化学物質、各種汚染を忌避した旅行計画を策定する	D:自然環境を守る
3.a	タバコ規制を遵守する旅行計画に協力する	D:自然環境を守る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案) 観光分野(旅行者) Sheet No.-3

SDGs	「旅行者」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
4.4	観光業に必要な技術的・職業的スキルを備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる	A:持続可能な社会を創る
4.7	持続可能な開発のための観光に関する文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献に向けた知識及び技能を習得できるよう支援する	A:持続可能な社会を創る
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する	A:持続可能な社会を創る
5.5	完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を支援する	A:持続可能な社会を創る
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案) 観光分野(旅行者) Sheet No.-4

SDGs	「旅行者」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
7.1	安価かつ現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを実現に取り組む	B:地球温暖化を防ぐ
7.2	再生可能エネルギーの利用を大幅に拡大させる	B:地球温暖化を防ぐ
8.8	すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する	A:持続可能な社会を創る
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全に努力する	F1,F2,F3:観光資源を守る
12.8	持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ観光の実施に努力する	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案) 観光分野(旅行者) Sheet No.-5

SDGs	「旅行者」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のための資金投入・拡充に協力する	C:野生生物を守る A:持続可能な社会を創る
15.b	持続可能な森林経営を推進するための資金支援、インセンティブ付与などに努力する	D:自然環境を守る A:持続可能な社会を創る
17.2	観光地域の子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅させる	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案) 観光分野(交通運輸) Sheet No.-1

SDGs	「旅行者」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
3.6	交通事故による死傷者を半減させる	A:持続可能な社会を創る
3.9	自動車及びあらゆる交通システムからの大気汚染、水質汚染を大幅に減少させる	D:自然環境を守る
3.a	交通機関でのたばこ規制を適宜強化する	A:持続可能な社会を創る
4.4	交通運輸の安全性を確保・推進するための技術的・職業的スキルを高め適正な管理を行う	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案) 観光分野(交通運輸) Sheet No.-2

SDGs	「旅行者」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
7.1	大気汚染をしない交通運輸を実現するため、安価かつ信頼できる環境汚染の少ない現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセス確保する	B:地球温暖化を防ぐ
7.2	交通運輸にエネルギーミックスによる再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大し適用させる	B:地球温暖化を防ぐ
7.3	交通輸送で使用するクリーンエネルギー供給及びアクセスを可能しエネルギー効率を倍増させる	B:地球温暖化を防ぐ
7.a	再生可能エネルギー、環境負荷の低いクリーンエネルギーの利用促進に取組、さらにエネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を行う。	B:地球温暖化を防ぐ A:持続可能な社会を創る
8.5	交通運輸での若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働く機会と仕事を提供し、ならびに同一労働同一賃金を達成する	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案) 観光分野 (交通運輸) Sheet No.-3

SDGs	「旅行者」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針
9.4	交通運輸分野で資源利用効率を向上させ、クリーン技術及び環境に配慮した持続可能性に取り組むによりCO2削減を持続的に取り組む	A:持続可能な社会を創る D:自然環境を守る
11.2	女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の運用性と交通の安全性改善を実施してすべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを可能にする (例 Mobile Management等の取り組み)	A:持続可能な社会を創る
11.7	交通運輸関連が提供する場所などは、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースにより普遍的なアクセスを提供する。	A:持続可能な社会を創る
12c	化石燃料非効率な補助制度を合理化して効率的なクリーンエネルギー移行を早めるよう取り組む	A:持続可能な社会を創る D:自然環境を守る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(旅行支援・サプライヤー) Sheet No.-1

SDGs	「旅行支援・サプライヤー」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
1.4	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行支援・サプライヤーはすべての男性及び女性が観光関連事業就業を平等に取り組めるようにする ・就業促進では性別、年齢、季節等に左右されない安定した雇用や公正な賃金の実現させる 	A:持続可能な社会を創る
2.4	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による負の影響を軽減する計画や方針があること ・住民、観光事業者、旅行者向けの気候変動による影響に関する教育や意識向上の取組があること 	A:持続可能な社会を創る
3.3	エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病、新型コロナウイルス感染症といった伝染病の予防ガイドラインに沿った対策を徹底し、旅行者に対する感染症予防に関わる周知を速やかに行う感染を防止する	A:持続可能な社会を創る
3.8	すべての人に対する適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスが受けられるようにする。また観光地域の安全で効果的かつ質の高いユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)に取り組む	A:持続可能な社会を創る
3.9	観光地域での有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる	A:持続可能な社会を創る D:自然環境を守る E:海洋汚染を防ぐ

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(旅行支援・サプライヤー) Sheet No.-2

SDGs	「旅行支援・サプライヤー」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
3.a	タバコ規制に関する世界保健期間枠組条約の実施を適宜強化する	A:持続可能な社会を創る
4.3	旅行支援・提供を行うために男女の区別なく、質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるよう支援する	A:持続可能な社会を創る
4.4	技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる	A:持続可能な社会を創る
4.7	文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献し、教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする	A:持続可能な社会を創る
4.b	特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、大幅増加を支援する	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(旅行支援・サプライヤー) Sheet No.-3

SDGs	「旅行支援・サプライヤー」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
5.1	すべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する	A:持続可能な社会を創る
5.5	旅行支援・サプライヤー事業では完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する	A:持続可能な社会を創る
5.b	ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。	A:持続可能な社会を創る
6.2	適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす	A:持続可能な社会を創る D:旅行者が守る
6.3	汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全に努め水質を改善に取り組む	A:持続可能な社会を創る D:自然環境を守る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(旅行支援・サプライヤー) Sheet No.-4

SDGs	「旅行支援・サプライヤー」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
6.4	水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処する	A:持続可能な社会を創る
7.2	再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	A:持続可能な社会を創る B:地球温暖化を防ぐ
8.5	雇用に当たっては全ての人々に完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、及び同一労働同一賃金を達成する	A:持続可能な社会を創る
8.9	雇用の創出、地域の文化振興・特産品販促につながる持続可能な観光業を促進を立案し実施する	A:持続可能な社会を創る
11.4	文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する	F1:観光資源を守る A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(旅行支援・サプライヤー) Sheet No.-5

SDGs	「旅行支援・サプライヤー」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
12.8	旅行者の観光地での行動等に関連して、旅行者に向けて持続可能な開発及び自然と調和して楽しんでもらうよう意識を高めるようにする	D:旅行者が守る
12.b	雇用創出、地方文化振興・製品の販促くに繋げるよう取組む <ul style="list-style-type: none"> ・地域への直接的な経済波及効果(観光消費額)を測定して直接効果を把握する。 ・観光による間接的な経済波及効果を測定して間接効果を把握する。 ・観光関連業種における雇用者数(雇用誘発 効果)を調査する 	A:持続可能な社会を創る B:地球温暖化を防ぐ
13.1	気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化を図るためGMOと連携して取組む	A:持続可能な社会を創る B:地球温暖化を防ぐ
13.3	災害への安全対策に関する情報を作成し、適時教育、啓発など公表して災害回避を改善する	A:持続可能な社会を創る
13.b	気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムをGMOと地域ぐるみで推進する	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(旅行支援・サプライヤー) Sheet No.-6

SDGs	「旅行支援・サプライヤー」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
14.1	陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する	E:海洋汚染を防ぐ
14.2	海洋及び沿岸の生態系に関する持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を推進する	A:持続可能な社会を創る
14.3	科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化に取組む	A:持続可能な社会を創る E:海洋汚染を防ぐ
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させる支援に取組む	D:自然環境を守る
14.c	海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化を支援する	D:自然環境を守る A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(旅行支援・サプライヤー) Sheet No.-7

SDGs	「旅行支援・サプライヤー」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
15.1	森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用に取り組む	C:野生生物を守る D:自然環境を守る
15.2	森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復を支援する	D:自然環境を守る
15.4	山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う	C:野生生物を守る
15.5	生物多様性の損失を阻止し、絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止に取り組む	C:野生生物を守る
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅し、違法な野生生物製品の需要と供給の両面を支援する	C:野生生物を守る A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(旅行支援・サプライヤー) Sheet No.-8

SDGs	「旅行支援・サプライヤー」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
15.b	持続可能な森林経営を推進する。	D:自然環境を守る
15.c	保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力と支援を強化を支援する	C:野生生物を守る A:持続可能な社会を創る
17.1	すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる	A:持続可能な社会を創る
17.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する	A:持続可能な社会を創る
17.7	平和で包摂的な社会を促進しあらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を行う	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-1

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
1.4	地域住民の雇用機会を増やすため、観光資源の開発・整備・保護のために地域住民の雇用を増やす	A:持続可能な社会を創る
1.5	気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性軽減して安全・安心に取り組む	A:持続可能な社会を創る B:地球温暖化を防ぐ
2.3	土地・地域の生産資源の市場及び高付加価値を高め、雇用の機会に平等なアクセスに取り組み所得を倍増させる	A:持続可能な社会を創る
2.4	生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上と持続可能な食料生産システムの確保を推進する	D:自然環境を守る A:持続可能な社会を創る
2.c	食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを可能にして非常時や災害時に対処する	A:持続可能な社会を創る

STEP2-3.持続)可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-2

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
3.3	伝染病の予防対策を向上させ、伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する	A:持続可能な社会を創る
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止に取組みさらに治療への取組を強化する	A:持続可能な社会を創る
3.6	交通事故防止に観光地域で取組を徹底して死傷者を半減させる	A:持続可能な社会を創る
3.8	保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成を支援する	A:持続可能な社会を創る
3.9	有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染などを避け、観光地域すべての人々の健康的な生活を確保を推進する	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-3

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
3.a	タバコ規制を遵守する対策を行う	A:持続可能な社会を創る
3.b	地域のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を地域ぐるみで促進する	A:持続可能な社会を創る
4.1	観光地域のすべての子供が男女の区別なく公正で質の高い教育／生涯学習の機会の促進に協力する	A:持続可能な社会を創る
4.3	地域のすべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを支援する	A:持続可能な社会を創る
4.4	技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させ観光地域の高齢化、人口減少に取り組む	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-4

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
4.5	地域の持続的な発展のためにすべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育が得られ、生涯学習の機会を促進する	A:持続可能な社会を創る
4.7	文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献と教育を通して、持続可能な開発の基盤促進に取り組む	A:持続可能な社会を創る F1:観光資源を守る
5.1	すべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する	A:持続可能な社会を創る
5.5	観光地・サービスを向上の一環として女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する	A:持続可能な社会を創る
5.b	ICTをはじめとする実現技術の活用を強化して観光地域の利便性と情報の活用を促進する	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-5

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
6.1	安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する	A:持続可能な社会を創る D:自然環境を守る
6.2	適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄を根絶する。また女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに対応した衛生施設へのアクセスを可能にする	D:自然環境を守る A:持続可能な社会を創る
6.3	汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出を最小化し未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の水質を持続的に改善する	A:持続可能な社会を創る D:自然環境を守る
6.4	淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる	A:持続可能な社会を創る D:自然環境を守る
6.5	あらゆるレベルでの統合水資源管理を推進する	A:持続可能な社会を創る D:自然環境を守る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野（観光地域・サービス） Sheet No.-6

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
6.a	集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を支援拡大する	A:持続可能な社会を創る D:自然環境を守る
6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化に取り組む	A:持続可能な社会を創る D:自然環境を守る
7.1	安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを観光地域に確保する	A:持続可能な社会を創る
7.2	再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる	A:持続可能な社会を創る
7.3	エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進に協力する	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-7

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
7.a	再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進に協力する	A:持続可能な社会を創る
7.b	地域に最適な持続可能なエネルギーサービスを供給するため省エネ技術と併せてインフラ技術と拡充に取り組む。	A:持続可能な社会を創る
8.3	観光地域の創造的なイノベーションを向上させる。またこれらを持続的に発展させる人材の育成、雇用・起業の支援を促進する。	A:持続可能な社会を創る
8.5	観光地域・サービスを担う人材の雇用と働きがいのある若者や障害者を含むすべての男性及び女性を差別なく取り組む。	A:持続可能な社会を創る
8.9	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための取組・立案し実施する。	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-8

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
8.10	すべての人々が銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスをかのうにする	A:持続可能な社会を創る
8.b	若年雇用は国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定に基づいて行う	A:持続可能な社会を創る
9.1	地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラの開発を推進する	A:持続可能な社会を創る
9.4	観光地域の資源利用の効率向上とクリーン技術及び環境に配慮し技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。	A:持続可能な社会を創る
9.c	普遍的かつ安価なインターネット・アクセス(WIFIなど)を提供し旅行者や観光地域で利用できる環境を整備し且つ持続性可能性を向上させ、	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-9

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を図る	A:持続可能な社会を創る
11.2	脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに配慮したMMやMaaSなどを推進し経済的及び交通による環境への影響等に配慮した公共交通機関を構築し社会インフラとして利便性、交通の安全性を図る	A:持続可能な社会を創る
11.4	文化遺産及び自然遺産の保護・保全に努力し一層強化する	F1:観光資源を守る F2:観光資源を守る
11.7	女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースを整備・提供する。	A:持続可能な社会を創る
11.b	気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指し地域のあらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と回避させる。	A:持続可能な社会を創る B:地球温暖化を防ぐ

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-10

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
11.c	地域の持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備と防災被害対策にGMOと取り組む	B:地球温暖化を防ぐ A:持続可能な社会を創る
12.8	観光地域の人々が持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルとQOL向上に関する情報と意識を高める	A:持続可能な社会を創る
12.a	観光地域に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化する	A:持続可能な社会を創る
12b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を把握する手法を開発・導入する	A:持続可能な社会を創る
12.c	化石燃料の消費を抑えクリーンエネルギーへの転換を推進する	B:地球温暖化を防ぐ

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-11

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
13.1	気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化し被災時の早期対応を強化する	B:地球温暖化を防ぐ A:持続可能な社会を創る
13.2	グローバルな気候変動対策を政策、戦略及び計画の盛り込みに地域ぐるみで推進する。	B:地球温暖化を防ぐ A:持続可能な社会を創る
13.3	観光地域全般の気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能改善に取り組む	B:地球温暖化を防ぐ A:持続可能な社会を創る
13.a	気候変動の緩和、適応行動を開発途上国のニーズに対応するため可能な限り速やかに資本を投入する緑の機構基金を本格始動させる	B:地球温暖化を防ぐ A:持続可能な社会を創る
13.b	観光地域の気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムへの取組を推進する	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-12

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
14.1	陸上活動による汎ゆる種類の海洋汚染の防止に取組み大幅に削減する	E:海洋汚染を防ぐ
14.2	海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため持続的な保護を行って健全で生産的な海洋の実現に向けて海洋及び沿岸の生態系の回復に取り組む	E:海洋汚染を防ぐ C:野生生物を守る
14.3	あらゆるレベルの科学的協力の促進を通じて海洋酸性化の影響を最小限にする取組をする	E:海洋汚染を防ぐ
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるための漁獲の効果的な規制の施策及び科学的な管理計画に従う	E:海洋汚染を防ぐ A:持続可能な社会を創る
14.5	海洋資源の保存は国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントの保全に取り組む	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-13

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
14.6	過剰漁獲能力や過剰漁獲を禁止し、これにつながる漁業観光資源保存のために違法、無報告、無規制(IUU)漁業を規制する	A:持続可能な社会を創る
14.7	漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じて、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる	A:持続可能な社会を創る
14.a	観光地域における海洋生物多様性を向上させるために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案して、科学的知識の増進と研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う	C:野生生物を守る A:持続可能な社会を創る
14.b	観光地域の小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを持続可能な形で利用させる	A:持続可能な社会を創る
14.c	海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する	C:野生生物を守る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-14

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
15.1	観光地域の森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する	D:自然環境を守る
15.2	観光地域のあらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復のため新規植林及び再植林を大幅に増加させる	D:自然環境を守る
15.3	砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化させないようにする	D:自然環境を守る
15.4	持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含み対処した山地生態系の保全を確実に実施する	D:自然環境を守る C:野生生物を守る
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる	C:野生生物を守る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-15

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
15.6	観光地域の植物、動物、微生物、その他由来する遺伝資源への適切なアクセスを推進する	C:野生生物を守る D:自然環境を守る
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するとともに違法な野生生物製品の需要と供給の両面から保護に取り組む	C:野生生物を守る
15.8	観光地域周辺の外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を行い、さらに優先種の駆除または根絶を行う	C:野生生物を守る
15.9	生態系と生物多様性の価値を、GMOで計画策定と開発プロセスに組み込み併せて地域の貧困削減にも取り組み戦略的に対処する	C:野生生物を守る A:持続可能な社会を創る
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金調達を増額して取り組む	C:野生生物を守る A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-16

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
15.b	持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達して推進する	D:自然環境を守る A:持続可能な社会を創る
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引をさせないための支援を強化する	A:持続可能な社会を創る C:野生生物を守る
17.1	持続可能な観光開発のため平和で包摂的な社会を促進して」あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる	A:持続可能な社会を創る
17.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する	A:持続可能な社会を創る
17.7	観光地域のあらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定により推進する	A:持続可能な社会を創る

STEP2-2.持続可能な観光ビジネス基準一覧表(案)観光分野(観光地域・サービス) Sheet No.-17

SDGs	「観光地域・サービス」のSDGs開発のビジネス基準	ビジネス基準の指針等
17.10	情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する	A:持続可能な社会を創る
17.8	後発開発途上国の観光地域のための技術バンク及び科学技術イノベーション(STI)能力構築メカニズムを完全運用させ、グローバル・パートナーシップを活性化させるための情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する	A:持続可能な社会を創る

STEP2-3.持続可能な観光ビジネス基準取組はシステム基準指針を 各観光事業者が具体的「行動プラン」作成での視点等(1)

SDGsからの持続可能な観光ビジネス基準については、現実に世界の観光からも先進諸国とこれからの発展途上国のギャップ、観光分野等などの夫々の事情から一元化出来ないと考える。

この実態から観光のビジネス基準を観光・旅行の各分野において具体的に取組むためには、ビジネス基準を取組のガイドラインと定め、基本となる方向・方針であるビジネス基準の指針から具体的なST行動計画を各分野がその実情に合った行動すべきリスト(行動リスト)を策定・実践して観光・旅行分野の2030アジェンダに取組む。

<参考> 日本の観光産業の関連項目
1. 観光資源の開発・整備・保護・地場の発展・住民QOL
2. 観光宿泊・施設利用・ホテル・旅館・モーテル・販売業
3. 観光の交通・航空・鉄道・バス・船舶等の交通業
4. 観光の斡旋・宣伝事業・旅行支援事業等
5. 観光資源(自然公園・森林・公園・水資源・動物保護)
6. 観光資源(文化財・博物館・文化施設)
7. 観光資源(温泉・スポーツ施設・レクレーション施設)
8. 観光資源(神社・仏閣・庭園)
9. 観光地文化(年中行事・民芸・郷土芸能)

STEP2-3. ST持続化の行動プラン作成時に考慮する事項等 (2)

観光・旅行分野の現状に対するSDGs取組方を分野ごとに加味する

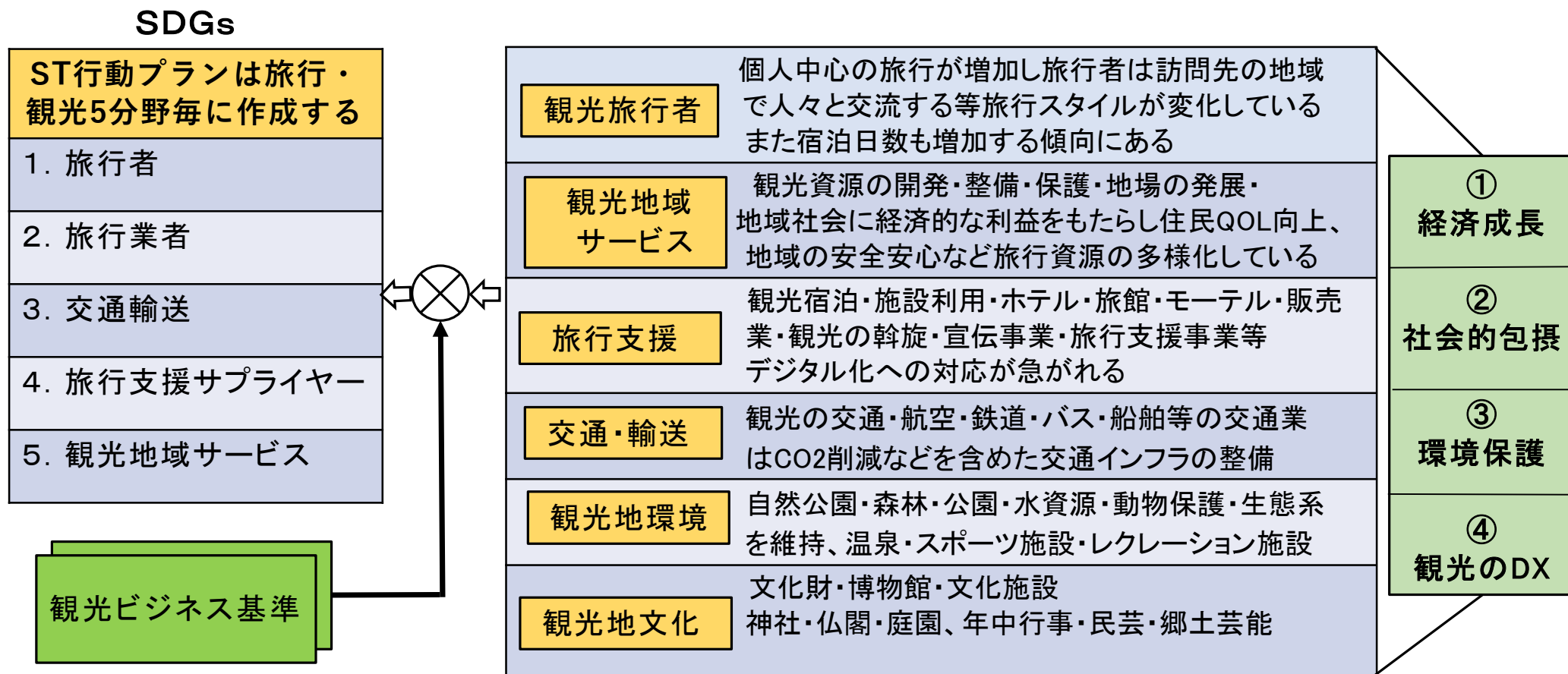


図-6 持続可能な観光のビジネス基準から行動プラン作成での考慮事項等

STEP2-4. 「旅行者」の観光各分野が作成する行動プラン(1/5)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
1.4	訪問先の地域の人々と平等な交流と社会的包摂と資源の対価を適切に支払う	訪問先の地域の人々と平等に交流し、地域の資源等の利用したときは対価を適切に支払う
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用しない	観光・旅行中はいかなる場合も薬物の乱用、アルコール飲料など有害な摂取を厳禁とする
3.6	交通事故による死傷者を半減させる	旅行の移動手段で交通機関、自動車等を利用では地域の交通ルールの遵守し事故防止を優先する
3.9	旅行先での有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染をしない	旅行先での有害物質、ならびに大気、水質及び土壌汚染など全ての行為を禁止する

STEP2-4. 「旅行者」の観光各分野が作成する行動プラン(2/5)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
3.a	旅行先のすべての国々において、タバコ規制を遵守する	旅行先では原則タバコ規制を厳守する
4.7	グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする	旅行先での文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献を全ての学習者が必要な知識及び技能を習得できるよう支援する
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対する新湯ろ形態の差別をしない
6.2	野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	野外での排泄を無くすため適切な場所にあらゆる人々のニーズと安心・安全で衛生的な公衆トイレを設置と利用を可能にする

STEP2-4. 「旅行者」の観光各分野が作成する行動プラン(3/5)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
6.4	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理に協力する	全ての人々が水と衛生の利用可能性と持続可能な管理に協力する
7.1	安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを 確保する。	安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを 確保する
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	地域の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化を行う
12.8	人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする	あらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルを支援する

STEP2-4. 「旅行者」の観光各分野が作成する行動プラン(4/5)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	各国の状況に応じた、浪費的な消費をしない
14.1	海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する	海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染をしない
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処に

STEP2-4. 「旅行者」の観光各分野が作成する行動プラン(5/5)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる	あらゆる場所において、すべての形態の暴力を行わない
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する

STEP2-4. 「旅行業者」の観光各分野が作成する行動プラン(1/9)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
1.4	観光資源の平等な権利の取組みをすべての男性及び女性がサービスへのアクセスと経済的に平等な権利確保ができるようにする	観光資源の平等な権利・サービスへのアクセスと経済的に誰もが平等な権利確保できるようにする。
1.5	気候変動に関連する気象状況を考慮した旅行計画と観光地域の経済、環境的災害に取り組む	気候変動に関連する気象状況を考慮した旅行計画と観光地域の経済、環境的災害に取り組む
2.3	土地・地域の生産資源の市場及び高付加価値を高め雇用の機会に平等なアクセスに取り組む所得を倍増させるようにする	
2.4	生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上を支援し持続可能な食料生産システムを確保に協力する	

STEP2-4. 「旅行者」の観光各分野が作成する行動プラン(2/9)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
2.c	食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする	
3.3	伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処を支援する	
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用をさせない	
3.6	交通事故による死傷者を半減させる	

STEP2-4. 「旅行者」の観光各分野が作成する行動プラン(3/9)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
3.8	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成を支援する	
3.9	旅行計画に旅行先での有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染などを避ける	
3.a	旅行先のすべての国々において、タバコ規制を遵守する	
4.4	技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	

STEP2-4. 「旅行業者」の観光各分野が作成する行動プラン(4/9)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
4.5	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	
4.7	グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする	
4.c	開発途上国、特に後発開発途上国に国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。	
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	

STEP2-4. 「旅行者」の観光各分野が作成する行動プラン(5/9)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
5.5	あらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。	
6.2	すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	
6.4	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理に協力する	

STEP2-4. 「旅行業者」の観光各分野が作成する行動プラン(7/9)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
7.1	安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを 確保する。	
7.2	世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
8.3	適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進する	
8.5	若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する	

STEP2-4. 「旅行業者」の観光各分野が作成する行動プラン8/9)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
8.8	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する	
9.4	資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う	
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する	
12.8	人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする	

STEP2-4. 「旅行者」の観光各分野が作成する行動プラン(9/9)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う	
15.b	持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する	
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する	
17.8	後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する	

STEP2-4. 「交通運輸」の観光各分野が作成する行動プラン(1/5)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
1.4	訪問先の地域の人々と平等な交流と社会的包摂と資源の対価を適切に支払う	
1.5	地域住民の交通輸送サービスへの適応性を、また気候変動に関連した経済、社会、環境的ショックや災害回避・軽減に取り組む	
3.6	交通事故による死傷者を半減させる	
3.9	有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染などを避ける	

STEP2-4. 「交通運輸」の観光各分野が作成する行動プラン(2/5)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
3.a	旅行先のすべての国々において、タバコ規制を遵守する	
4.4	技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
4.5	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	
6.2	野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う	

STEP2-4. 「交通運輸」の観光各分野が作成する行動プラン(3/5)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
7.1	安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを 確保する。	
7.2	世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
7.3	エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する	
7.a	エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する	

STEP2-4. 「交通運輸」の観光各分野が作成する行動プラン(4/5)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
8.5	若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する	
9.4	資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う	
11.2	脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する	
11.7	女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	

STEP2-4. 「交通運輸」の観光各分野が作成する行動プラン(5/5)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
12.c	各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン(1/15)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
1.4	地域の観光関連の雇用促進と観光資源の保存のための支援事業促進と地域雇用に取り組む	
1.5	地域の貧困層や脆弱な状況下にある人々の適応性・強靭性を観光支援サービスに活かす	
2.3	土地・地域の生産資源の市場及び高付加価値を高め雇用の機会に平等なアクセスに取り組み所得を倍増させるようにする	
2.4	生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上を支援し持続可能な食料生産システムを確保を推進する	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン (2/15)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
2.c	食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする	
3.3	伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処を支援する	
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用をさせない	
3.6	交通事故による死傷者を半減させる	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン(3/15)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
3.8	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成を支援する	
3.9	有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染などを避ける	
3.a	旅行先のすべての国々において、タバコ規制を遵守する	
3.b	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン(4/15)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
4.1	すべての子どもが男女の区別なく公正で質の高い教育／生涯学習の機会を促進する	
4.3	すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする	
4.4	技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる	
4.5	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン (5/15)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
4.7	グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする	
4.b	特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる	
4.c	開発途上国、特に後発開発途上国に国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。	
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン(6/15)

標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
5.5	あらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する	
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する	
6.2	すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	
6.3	汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン(7/15)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
6.4	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理に協力する	
7.1	安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを 確保する	
7.2	世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
8.5	若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン(8/15)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
8.9	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する	
9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する	
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する	
12.8	人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン(9/15)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する	
13.1	気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する	
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する	
13.b	女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン(10/15)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
14.1	海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する	
14.2	海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う	
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する	
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン(11/15)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
14.5	国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する	
14.a	小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う	
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する	
14.c	海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン(12/15)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
15.1	国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する	
15.2	あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる	
15.4	持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う	
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン(13/15)

目標・ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する	
15.8	外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う	
15.9	生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む	
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン(14/15)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
15.b	持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する	
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する	
16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる	
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する	

STEP2-4. 「旅行支援・サプライヤー」の観光各分野が作成する行動プラン(15/15)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する	

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(1/21)

目標・ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
1.4	観光資源の開発・整備・保護により地域住民の雇用の機会を増やす	地域住民の雇用機会を増やすため、観光資源の開発・整備・保護のために地域住民の雇用を増やす
1.5	地域の貧困層や脆弱な状況下にある人々の適応性を高めて観光サービスに受け入れる。気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性軽減に取り組む	気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性軽減に取り組む
2.3	土地・地域の生産資源の市場及び高付加価値を高め雇用の機会に平等なアクセスに取り組み所得を倍増させるようにする	土地・地域の生産資源の市場及び高付加価値を高め、雇用の機会に平等なアクセスに取り組み所得を倍増させる
2.4	生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上を支援し持続可能な食料生産システムを確保を推進する	生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上と持続可能な食料生産システムを確保を推進する

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(2/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
2.c	食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする	食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを可能にする
3.3	伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する	伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する
3.6	交通事故による死傷者を半減させ、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する保健サービスを支援する	交通事故による死傷者を半減させる

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(3/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
3.8	保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成を支援する	保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成を支援する
3.9	有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染などを避け、すべての人々の健康的な生活を確保する	有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染などを避け、すべての人々の健康的な生活を確保する
3.a	旅行先のすべての国々において、タバコ規制を遵守する	タバコ規制を遵守するように対策する
3.b	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	地域のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(4/21)

目標・ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
4.1	すべての子どもが男女の区別なく公正で質の高い教育／生涯学習の機会を促進する	地域のすべての子どもが男女の区別なく公正で質の高い教育／生涯学習の機会を促進する
4.3	すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする	地域のすべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする
4.4	技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる	技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる
4.5	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	地域のすべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(5/21)

目標・ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする	文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進する
4.c	開発途上国、特に後発開発途上国に国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。	-
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する	すべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
5.5	あらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する	女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(6/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する	ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する
6.1	すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する	安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する
6.2	すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う	適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。また女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに対応する
6.3	汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する	汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出を最小化し未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の水質を改善する

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(7/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる	淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる
6.5	あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する	あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する
6.a	集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する	集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する
6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(8/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
7.1	安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する	安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する
7.2	世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる	再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる
7.3	エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する	エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進する

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(9/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
7.b	すべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う	地域に最適な持続可能なエネルギーサービスを供給するため省エネ技術と併せてインフラ技術と拡充する。
8.3	適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進する	創造的なイノベーションを向上させる。これらを持続的に発展させる人材の育成、雇用・起業の支援を促進する。
8.5	若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する	観光地域・サービスを担う人材の雇用と働きがいのある若者や障害者を含むすべての男性及び女性を差別なく取り組む。
8.9	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン (10/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する	すべての人々が銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスをかのうにする
8.b	若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する	若年雇用は国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定に基づいて行う
9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する	地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する
9.4	資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う	資源利用の効率向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(11/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
9.c	情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る により、持続可能性を向上させる。	普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供し利用できる環境を整備し且つ持続性可能性を向上させ、
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を図る
11.2	脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する	脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに配慮したMMやMaaSなどを推進し経済的及び交通による環境への影響等に配慮した公共交通機関を構築し社会インフラとして利便性、交通の安全性を図る
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(12/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
11.7	女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する	女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースを提供する。
11.b	包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う	気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指し地域のあらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する	地域の持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備と防災被害対策に取り組む
12.8	人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする	地域の人々が持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(13/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する	開発途上国の観光地域に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する
12b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する
12.c	各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する	化石燃料の消費を抑える。
13.1	気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する	気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(14/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む	グローバルな気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込み達成させる。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する	観光地域全般の気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能改善に取り組む
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる	気候変動の緩和、適応行動を開発途上国のニーズに対応するため可能な限り速やかに資本を投入する緑の機構基金を本格始動させる
13.b	女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する	観光地域の気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(15/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
14.1	海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する	
14.2	海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う	
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する	
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する	

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(16/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
14.5	国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する	国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する
14.6	過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する	過剰漁獲能力や過剰漁獲を禁止し、これにつながる漁業に対する補助金を撤廃する。
14.7	漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる	漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを行い、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる
14.a	小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う	観光地域における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(17/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する	観光地域の小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する
14.c	海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する	海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する
15.1	国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する	観光地域の森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する
15.2	あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる	観光地域のあらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、新規植林及び再植林を大幅に増加させる

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(18/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
15.3	<p>漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する</p>	<p>漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化させない</p>
15.4	<p>持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う</p>	<p>持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う</p>
15.5	<p>自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる</p>	<p>自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる</p>
15.6	<p>遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する</p>	<p>観光地域の植物、動物、微生物、その他由来する遺伝資源への適切なアクセスを推進する</p>

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(19/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するとともに違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する
15.8	外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う	観光地域周辺の外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を行い、さらに優先種の駆除または根絶を行う
15.9	生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む	生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金調達し取組む

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(20/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
15.b	持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する	持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達して推進する
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引をさせない支援を行う
16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する

STEP2-4. 「観光地域・サービス」の観光各分野が作成する行動プラン(21/21)

目標 ・ ターゲット	SDGs STビジネス基準取組参考事項	観光各分野が作成する行動プラン
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する	情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する
17.8	後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する	後発開発途上国の観光地域のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する

STEP2-5.持続可能な観光ビジネス基準はプロセスを循環させる

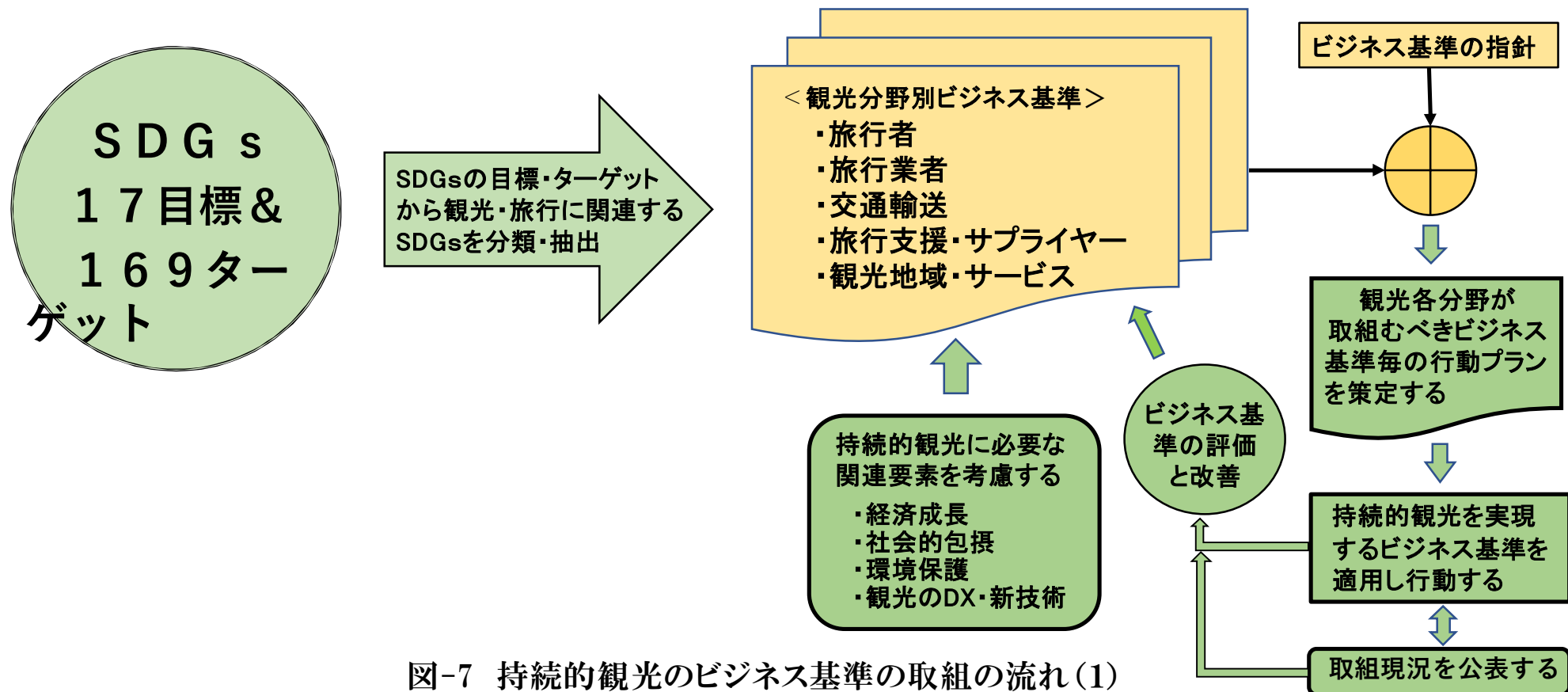


図-7 持続的観光のビジネス基準の取組の流れ(1)

STEP2-6. 持続可能な観光のビジネス基準運用対応について

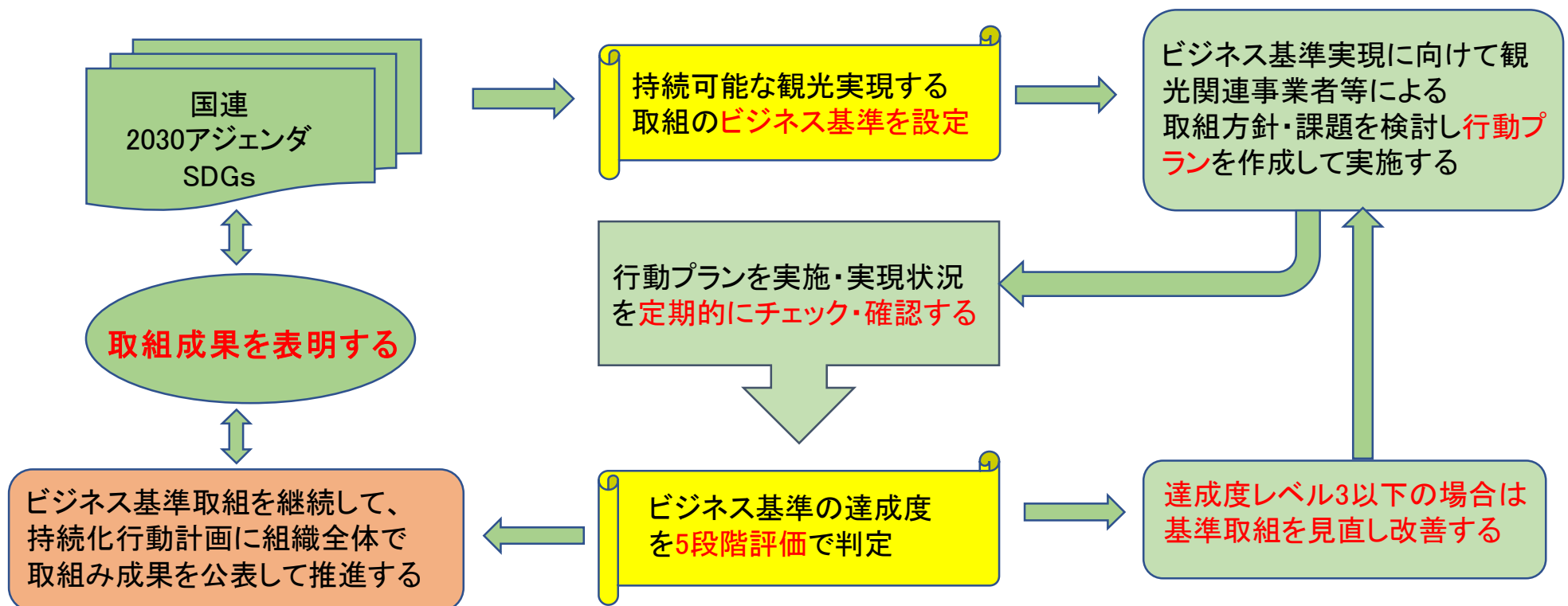


図-8 持続的観光のビジネス基準達成度レベル評価・取組の流れ(2)

STEP3の検討内容

STEP3-0 観光関連分野が定めた取組行動の成果をビジネス基準達成度評価は予め定めた5段階の評価基準により達成度評価する単純化し、行動実行者が評価して取組状態を把握する形式をとった。

STEP3-1 5段階の評価基準の考え方

- レベル0 ・未着手である
- レベル1 ・目標の理解と行動が不足
- レベル2 ・組織的ST取組が十分でない
- レベル3 ・取組成果が少し出ている
- レベル4 ・目標成果が着実に向上中
- レベル5 ・目標が最適に実施中である

- ① 加点は各レベル番号の数値に数値1を乗じた値が評価値とする
- ② 達成度はレベル5の加点に対する達成率%を算出して評価する
- ③ 達成度評価は観光分野のビジネス基準(目標・ターゲット)毎に算出するケースと全ての目標・ターゲットから評価することで達成度を得て把握・評価する。

STEP3-2. 持続的観光のビジネス基準達成度評価の概要について

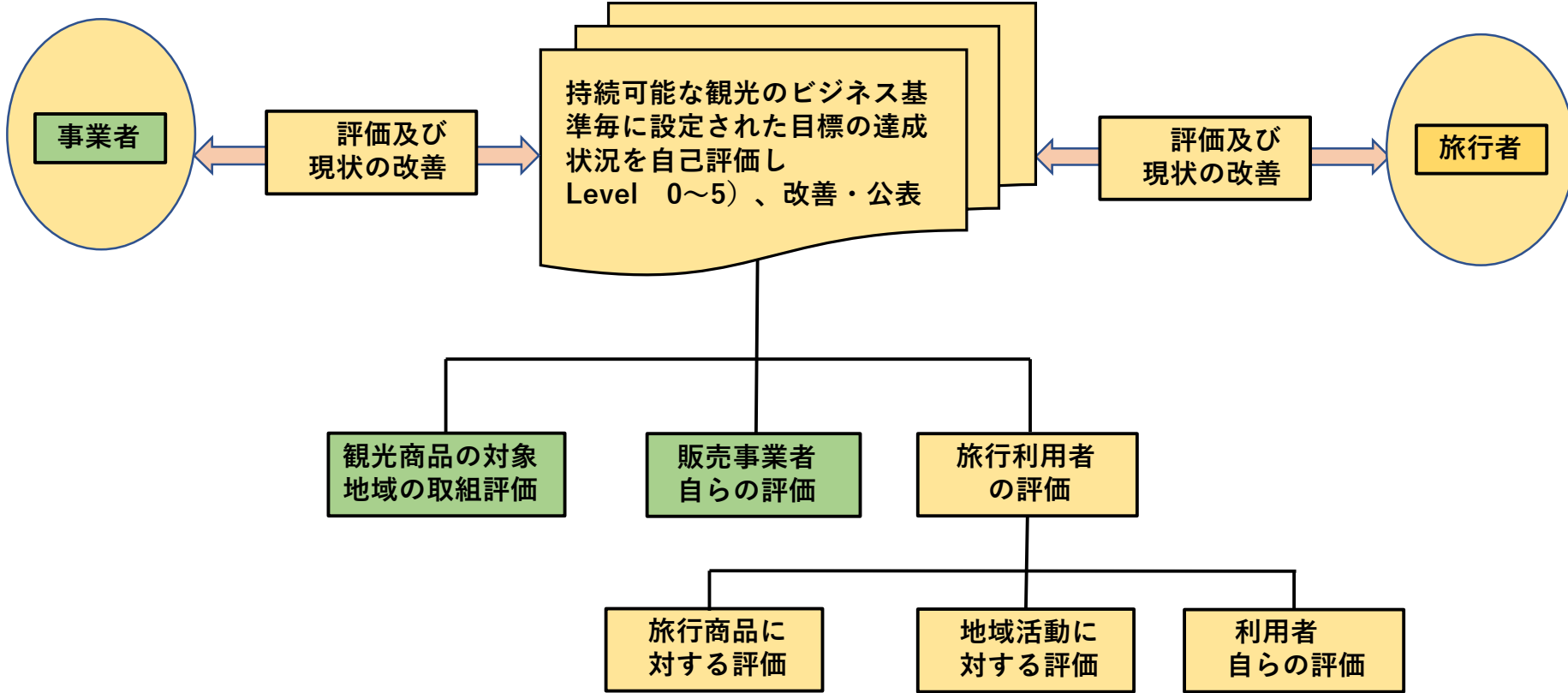


図-9 持続的観光のビジネス基準達成度レベル評価方法

STEP3-3.持続的観光のビジネス基準達成度評価レベル一覧表(形式例示)

SDGs 目標・ターゲット ビジネス基準 の達成度評価レベル	「旅行者」の持続可能な観光ビジネス基準の評価結果						
	1.4	3.5	3.6	3.9	3.a	レベル毎の 評価数	改善対策
レベル0 ・未着手である	○					0	
レベル1 ・目標の理解と行動が不足			○			1	
レベル2 ・組織的ST取組が十分でない		○				2	
レベル3 ・取組成果が少し出ている				○		3	
レベル4 ・目標成果が着実に向上中					○	4	
レベル5 ・目標が最適に実施中である						0	
達成率で評価：各ターゲット数に対する各評価レベル値を加算して 全てが目標レベル5を達成とした場合との割合を達成率とする。				評価 (1/4)		10/25 : 40%	

STEP4&5の検討内容

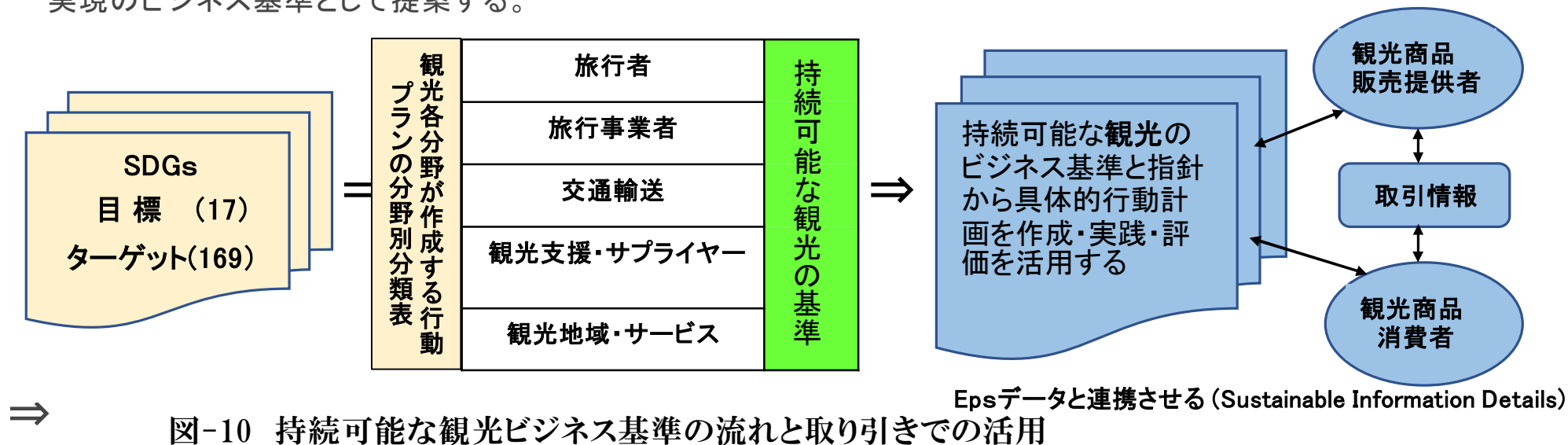
各観光関連分野の状況は観光成熟度や地域により異なっている。このため評価基準達成度は競うのではなく、その行動リストの実態に合わせたビジネス基準に対する取組評価とし地域間での評価の対比は実施はしない。

しかし国際統計や他のデータ等から地域等の環境統計値などが発表されSTの取組の成果とつながる関連のデータが得られ取組評価が得られるものと考え。(例えばCO2削減効果、化石燃料の削減や水の使用量節水、プラスチックのゴミによる環境汚染等更にはオーバーツーリズム、地球規模の環境改善等の統計値が観光ビジネス基準取組の成果と対比でき公の評価との見方は今後の課題である。

以上

STEP-5-1. 持続可能な観光ビジネス基準定義に基づいた観光ビジネスの成果として、取引条件として活用して持続可能な観光への今後の課題等

これまでSDGsに基づいた持続可能な観光ビジネス基準について定義した。このアウトプットから各分野が取り組むべき方策をビジネス基準指針に合致したSTの行動計画を夫々の状況に合わせて具体化する。また、この行動計画は持続可能な観光実現方策として各観光分野の取引の条件の一つとしてビジネス基準設定に取り組む。この実施計画は取組の共有化を行い販売提供者、観光商品消費者がSDGsへの取組状況が把握できる取引情報として利用でき夫々の取組状況が判別が可能になり国連の2030アジェンダに基づいた持続可能な観光実現のビジネス基準として提案する。



持続可能な観光のビジネス基準生成
及び利用形態について
プロジェクト中間まとめ報告(案)

END